## 条 例

 $\emptyset$ る条例の 埼 玉県軽 費老人 一部 を改正する条例をここに ホ ム、 特別 養護老人ホ 公布 する。 ム 等  $\mathcal{O}$ 設備 及 び 運営に 関する基準 · を 定

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第四十七号

を定める条例 埼玉県軽費老人ホ  $\mathcal{O}$ \_ 部 A を改正する条例 特別 養護老 人 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 設 備 及 び 運営に関す る基

老人 着型特定施設入居者生活介護又 利用型養護老人ホ  $\otimes$ 部サー る条例 第六十二条第三項中 埼 玉県軽費老人ホ ホームであ ビス利用型養護老人ホ (平成二十四 って、 ームを 年 ム、 生活相談員を置 「前二項の いう。 埼玉県条例第六十五 特別養護老人ホ  $\overline{\phantom{a}}$ は  $\Delta$ 指定介護予防特定施設  $\sqsubseteq$ 規定にかか を「指定 (省令第十二条第七 V て V ない 特定施設入居者生活介護 わら 号) ム 等 場合」 ず、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設 部を次 生活 備 項に規定する外 に改める。 及 入居者生活 1相談員 び 運営  $\mathcal{O}$ よう が に に改 置 介護を行う養護 関 する基 カュ 部サー 正す 指定 れ 7 地域密 準 11 ビス な を V

附則

」の条例は、公布の日から施行する。